

医療職の魅力！情報発信事業業務委託仕様書

1 事業名称 医療職の魅力！情報発信事業業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日までとする。

3 業務の目的・ターゲット

<目的>

将来の地域医療を見据え、医療職の人材を安定的に確保するため、若年層（小学生～中学生）の将来の職業を選択する世代に対し、医療職の活躍の場における魅力ややりがいをPRする動画を作成し、医療職を志す者の増加や滋賀県での医療職へ興味を持つ医療職の増加を図ることを目的とする。

そのため、若年層に、単なる医療職の概要や働く姿を提示するのではなく、医療職について魅力を感じ、印象に残るような動画を作成し、職業選択の1つに医療職を検討する者が増加するような興味関心を惹く動画を制作するものとする。

今後のDXを活用した医療職の魅力発信へ展開が広がるような親和性や拡張性を持った動画を作成し、継続した医療職の魅力発信を行う手段の1つとする。

<ターゲット>

小学生、中学生およびその保護者。

医療職に対し具体的なイメージを持つことが難しい世代に対し、医療職を将来の就職先候補に入れてもらえるように、医療職に魅力を感じてもらおうよう働きかける。学生の保護者や教師も医療職につくことを後押しできる内容とする。

4 業務内容

業務の目的も踏まえ、以下の業務について最も高い効果が得られる手法を検討し、実施すること。

(1) 企画・制作

- ①制作する映像の構成、台本作成、ナレーション原稿の作成
- ②映像制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録
- ③映像を収録したDVDの複製
- ④その他、上記業務に付随する業務

(2) 制作する映像作品

(例)

- ①医療のお仕事長編動画（45分程度）
- ②各職種のお仕事紹介（各3分程度）
 - ・医師編

- ・看護師、准看護師編
- ・助産師編
- ・看護補助者編
- ・薬剤師編
- ・歯科医師編
- ・歯科衛生士編
- ・理学療法士編
- ・作業療法士編
- ・言語聴覚士編
- ・診療放射線技師編
- ・臨床検査技師編
- ・臨床工学技士編
- ・管理栄養士編
- ・精神保健福祉士編
- ・医療クラーク編

※医師編、看護師・准看護師編については5分程度としてもよい。

例示のため、他に医療職の魅力を発信するために適した職種の提案があれば、この限りではない。

③動画広告用短縮版（3分程度）

5 企画について

(1) 撮影および編集にあたっては、メインターゲットである小学生および中学生が医療職に興味・関心を持ち、印象に残るような視覚や感覚に訴求する内容の創意工夫に努めること。また、既存の枠にとらわれない、新しい切り口からの提案を求める。

《伝えたいイメージ》

- ・医療職の魅力、やりがい
- ・多種多様な医療職の働く場、働き方

《各動画における構成・内容》

①医療のお仕事長編動画

- ・ストーリー性のある、ドラマ仕立てのもの

(例) 人生における病院との関わり方を「誕生から学童期」、「思春期から成人期初期」、「壮年期から老年期」に分けて3段階で構成

②各職種のお仕事紹介

- ・仕事の内容、なぜその職に就いたのかを説明

(例) インタビュー形式

③動画広告用短縮版

- ・短縮版を目にした方が長編動画、お仕事紹介を見たくなるようなもの
- (2) あらゆる病院・施設の医療職に対応できる企画とし、特定の業種・勤務場所に内容が偏重しないよう留意すること。
- (3) 受託者は、撮影、編集等の実作業に当たって、県担当者と綿密に打合せを行うこと。
- (4) 事業の適正かつ円滑な推進を図るため、契約締結後、今後の事業計画について滋賀県に報告するほか、県担当者の求めに応じて、随時打合せを行うこと。なお、打合せ後は協議した内容をまとめ1週間以内に報告することとし、打合せ結果を本業務に誠実に反映させること。

6 連絡調整・取材・撮影・編集

(1) 映像の撮影

本業務に使用する映像は新たに撮影するものとし、撮影場所は原則として、滋賀県内とすること。やむを得ず既存の映像を使用する場合は県担当者と協議すること。

(2) ディレクション

映像のシナリオに基づき、ロケーションハンティングを行うこと。取材をする際は、取材対象および日程等が決まり次第、事前に県担当者に連絡すること。

撮影場所および出演者については、受託者が選定し、連絡調整を行うこと。なお、出演者は原則として、現役で働いている方とする。

撮影場所および出演者の確保が難しい場合は、県担当者と協議すること。

(3) 映像の編集

映像に関してはその内容について、県担当者の確認を受け、修正等の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(4) その他

①動画の使用期間は、原則無期限で使用できるように配慮すること。

②映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において登場人物に対し、書面により出演の許諾を得ること。また、タレントや音楽などの契約や著作権などが発生する場合でも、原則無期限の使用に支障がないようにすること。なお、次年度以降に契約の更新料などが発生する場合には、受託者の責任において費用負担すること。

7 制作する映像について

(1) 映像の字幕

①映像作品には聴覚障害者でも理解できるような字幕を付けること。

②字幕や文字の色は背景色とのコントラスト比 4.5 : 1 を確保すること。

(2) 映像の内容

ナレーションやテロップを挿入すること。また、映像のイメージに合った BGM および効果音を付けること。テロップの漢字にはルビを付すること。

サムネイル画像も作成すること。なお、サムネイル画像は県のHPに掲載する等、広報画像としても活用できるようなものを作成すること。

(3) 映像の規格

画角（アスペクト比）を16:9、画質のクオリティをフルハイビジョン（1920×1080画素）とすること。

8 納品

(1) 納品先

滋賀県健康医療福祉部医療政策課（大津市京町4-1-1）

県内小学校および中学校

(2) 要件・規格

①DVDディスク（ケース入り）…1,633枚

（うち県内小学校分 1,314枚、県内中学校分 309枚、滋賀県分 10枚）

盤面印刷含む。コピー可能なもの。再生機器（DVDプレイヤー、PC等）の種別に関わらず、再生が可能なもの。

ケースはトールケースとし、トールケースの表紙、背表紙、背面印刷を含むこと。

②Web（YouTube、Instagram）アップロード用フルハイビジョン形式の映像データを

USBメモリに収め納品すること。なお、映像データは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル機器画面においても鮮明に閲覧できるようにすること。また、PCでの再生および編集が可能な形式とする。

…2個（リエディット可能なマスターデータおよびMPEG-4形式は必須。）

③動画の制作に使用した写真や各シーンの静止、動画のサムネイル画像等をUSBメモリに収め納品すること。

…1個（コピー可能なもの。）

※①および②については詳細な仕様は決定していないため、他に適当な仕様を提案する場合は、この限りではない。

(3) 発送

県内小学校および中学校へは受注者が直接、DVDを送付すること。なお、送付の際には、県が作成した送付文を同封する必要があるため、送付前に県担当者と打合せを行うこと。

(4) 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県担当者の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

(5) 納期期日予定

令和5年12月28日（木）とする。

受託者決定後に協議にて詳細を決定する。

10 その他

(1) 個人情報等の取扱い

- ①受注者は、本業務で知りえたいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後においても同様とする。
- ②本事業で入手した個人情報を有する書類などについては、本業務完了後、確実かつ速やかに廃棄、または消去すること。
- ③委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

(2) 情報セキュリティ対策

- ①情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全に配慮した管理を行うこと。
- ②不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに県へ報告すること。
- ③電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

(3) 著作権

- ①本業務に係る全ての制作物（成果物、中間生成物も含む）の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は、県に帰属するものとし、受託者は著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部または一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- ②受注者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ③受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- ④委託者は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

(4) 業務実施体制

管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要なスタッフを配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

(5) その他

- ①受注者は、業務の実施に際して常に県と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
また、県は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。
- ②関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。
- ③受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。
- ④受託者は、本業務を第三者に譲渡または再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を滋賀県に提示し、承認を得ること。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ⑤本仕様書に定めのない事項または仕様については疑義が生じた場合は、事前に県と受託者が協議の上、決定する。
- ⑥この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は県と協議を行うこと。